

「庁議および市政戦略会議の運営方針」の改訂について

主な改訂内容

- ① 市政戦略会議の案件等に係る手順について (P 1)、(P 6 [別表 2])、(P 1 6)
 - ・ 市政戦略会議の付議手順に基づいた内容に、文言修正。
(協議・確認された案件は、会議後に市長決裁により決定し、その後部長会議にて重要報告として付議されることについて、該当箇所の文言修正。)
- ② 会議の資料について (P 3)
 - ・ 条例および計画策定の際は、付議資料と共にチェックリストを提出するよう記載内容を修正。
- ③ [別表 3] 庁議資料の公表に係る整理について (P 1 2)
 - ・ 項目名と記載内容を合わせるため、[別表 3] 中、項目(意思決定の有無)について、記載内容の修正。
(協議案件・重要報告については、部長会議での意思決定はないため「-」とする。)
- ④ パブリックコメント募集に係る資料について (P 3 0、3 1 **参考資料 3**)
 - ・ まちづくり協働課にて、様式の一部を変更されたことによる修正。
(「2. 意見の提出方法⑤」: 名称変更、「3. 意見への回答」: 記載方法の注釈追加および「6. 問い合わせ先」の受付時間の変更)
- ⑤ 様式「事業への早期対応について」への追記 (P 4 2、4 3)
 - ・ 総務部にて、「取扱注意」の文言を追記されたことによる修正。
 - ・ 記載例の様式に「記載例」、「取扱注意」の文言を追加。
- ⑥ 草津市における本部会議等設置一覧 (P 4 4、4 5)
 - ・ 令和 8 年度の本部体制について、時点修正。